

令和8年度人権啓発ビデオ制作販売委託仕様書

1 制作意図

兵庫県では、人権文化が定着した社会の実現をめざして「人権文化をすすめる県民運動」を推進している。人権文化が定着した社会とは、だれもが日常生活の中で、お互いの人権を尊重するということを、自然に感じたり考えたり、行動したりすることが定着している社会のことである。このような社会を実現するためには、県民一人ひとりが、改めて自らの在り方や生活習慣、社会的慣習などについて見直すとともに、人ととのつながりづくりや支え合いを積極的に進めていくことが大切である。

このため、研修会等で映像を用いて人々の感性に訴えかけることにより、鋭い人権感覚や豊かな人権意識を身につけるとともに、日常生活の中でだれもが人権を尊重することを当然のこととして行動に結びつけられるようになることを目的として人権啓発ビデオを制作する。

2 制作内容

(1) テーマ

「年齢層や世代を理由とした偏見と差別

～すべての世代がつながり、活躍できる社会をめざして～」

(2) テーマ選定理由

ア 2024年の日本の総人口は14年連続で減少しており、15歳未満の人口は全体の11.2%、65歳以上の人団は全体の29.3%になっている。このうち75歳以上の人口は全体の16.8%で、過去最高の現状である。(※1) 今後も高齢化率は上昇することが予測されており、2036年には33.3%、3人に1人が高齢者になると言われている。(※2)

イ 年齢を理由にした否定的な発言や態度は、当事者の自己肯定感を大きく損ない、自信喪失につながる可能性がある。特に、努力や実績に対する正当な評価が得られず、年齢という基準だけで判断されたと感じた場合、その傷は深く残ることになる。日常的にそうした扱いを受けることで、心の中に慢性的な不安感や無力感が蓄積し、うつ症状や不眠などのメンタルヘルス不調を引き起こすこともある。(※3)

ウ 年齢差別に関する国連の最新の報告書(2021年3月18日)によると、世界で2人に1人が年齢差別的な考え方を持っており、それが高齢者をはじめ各世代の心身の健康の低下や生活の質の低下につながり、社会に毎年630億ドル以上の損失をもたらしていると考えられている。(※4)

エ 日本では年功序列の文化が根強く、特に伝統的な職場では若者の意見が軽視されやすい傾向がある。若者へのエイジズムを解消するには「長くいる人=経験がある=正しい判断ができる」という固定観念をなくし、実力を重視する平等な社会をめざすことが大切である。(※5)

オ 「高齢者」に関する内容は、兵庫県人権啓発ビデオにおいて平成27年「ここから歩き始める」で触れられているが、若年層から高齢層までの年齢層間の偏見について取り扱った県作品はない。

※1 人口推計(2024年(令和6年)10月1日現在)

- 全国:年齢(各歳)、男女別人口・都道府県:年齢(5歳階級)、男女別人口 -

<https://www.stat.go.jp/data/jinsui/2024np/index.html>

※ 2 令和 2 年版高齢社会白書（全体版 1 高齢化の現状と将来像）（内閣府）
https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2020/html/zenbun/s1_1_1.html

※ 3 エイジハラスメントの具体例と対策を紹介 | 年齢差別を防ぐ職場づくりとは?
<https://axia-ag.co.jp/training-info/ageharassment/>

※ 4 エイジズムは健康の低下、社会的孤立、早期死亡、そして経済に数十億ドルの損失をもたらす | WHO (原文英文)
<https://www.who.int/news/item/18-03-2021-ageism-is-a-global-challenge-un>

※ 5 高年齢人材を競争優位の源泉に～無意識のエイジズムからの脱却～
<https://sophy-style.com/ageism-and-young-discrimination/>

(3) テーマの展開

テーマは「年齢層に対する偏見と差別～誰もが認め合える社会の実現をめざして～」である。現代の日本社会において、年齢による上下関係や経験年数による評価の風潮が根強いため、無意識のうちにエイジハラスメントが起きやすい傾向にある一方で、日本社会では年齢相応の振る舞いを求める風潮から他の差別に比べてエイジズムへの意識が低い傾向がある。年齢に基づいた差別や偏見は、本人の成長機会を奪い、信頼関係を損なう原因になる。世代ごとに価値観や表現が異なる中で、主人公は互いの行動の背景にある考え方や想いを尊重することで、真の意味での相互理解を生みだす物語とする。

3 ビデオで描きたい場面とポイント

- (1) 高齢層や若年層に対するアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見や思い込み）からマイクロアグレッション（無意識の差別的言動）につながる場面。
- (2) エイジハラスメントが職場にとどまらず、身近な日常で起こっていることに気付かせる場面。
- (3) 世代間の価値観の違いから若者に対して「最近の若者は」「責任を任せられない」「ゆとり世代」など、根拠のない決めつけがされ、個々の若者の努力や考えを無視されるなどの若年層に対する偏見や、「老害」「頭が固い」「新しい仕事を任せられない」など、高齢者の尊厳と人権を脅かす要因となっていることを知る場面。
- (4) エイジズムを向けられた当事者は自尊心を傷つけられてしまい、自信やモチベーションの低下、キャリア形成への影響、さらには健康面での不調など、被るダメージは深刻かつ多面的である場面。
- (5) 意識改革のために世代間の相互理解を深める多世代交流を行う場面。
- (6) (1)～(5)により、年齢による偏見を通じてお互いを認められる社会の実現をめざして、それぞれが行動に移す場面。
- (7) 全体を通して視聴後に希望が持てる結末とするが、安易に解決するような展開は控える。
- (8) オープンエンド的な手法を取り入れるなど表現方法を工夫し、知識理解に留まらず感性に訴える内容とする。
- (9) 各種研修会等で活用される観点から、限られた人だけでなく、できるだけ多くの人が関心を持って見ることができる内容とする。

4 企画・制作

兵庫県、公益財団法人兵庫県人権啓発協会

5 企画協力

兵庫県教育委員会

6 活用方法

地域・職場・学校・P T A等、県民に広く利用されるよう、人権にかかわる学習会や研修会等での学習教材として活用する。

7 規格・制作本数・制作期限・販売

(1) 規 格 D V D 概ね 30 分程度（字幕、副音声の選択ができるようとする）

(2) 納品物 ①USB メモリ（下記のデータを収録すること）

 A 原版（MOV 形式）

 a) 字幕なし・副音声なし

 b) 字幕あり・副音声あり

 B 本編（MP4 形式）

 a) 字幕なし・副音声なし

 b) 字幕あり・副音声なし

 c) 字幕なし・副音声あり

 d) 字幕あり・副音声あり

 C 予告編（MP4 形式／字幕なし・副音声なし）

 ②D V D 75 本 ※ただし、別途販売用としてD V Dを製作する。

 ③チラシ 3,000 枚、原稿データ

(3) 制作期限 令和 8 年 11 月末日

(4) 販 売 販売目標本数は 350 本程度（データ販売を含む）

※販売開始から 3 年以内に達成することとし、協会が指定する日までに目標本数に達しない場合は、販売方法等について協議のうえ協会が決定し、その指示に従うこと。コンペ時には、必ず受託者資格、販売促進体制及び販売先等の販売計画を具体的に示すこと。

8 製作費

11,000 千円（税込み）

9 その他

(1) 受託業者は、ビデオ（D V D）及び作品予告編（30秒程度）を製作し協会へ納めること。
なお、作品予告編は自社のWeb上で公開すること。

(2) 再委託の禁止

本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。
また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を協会に提出し、協

会の書面による承認を得た場合は、協会が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託業者は協会に対し全ての責任を負うものとする。

- (3) 質疑については、メール又はFAXにより問い合わせること。前記以外の方法による質疑は受け付けない。また、問い合わせは 3月19日（木）17:00までとする。
- (4) 提出書類については返却しない。
- (5) コンペにかかる費用については提案者の負担とすること。
- (6) 提出された他社のシナリオ概要から、制作するビデオに引用しないこと。
- (7) 委託業者の提案した企画書に基づきビデオを制作するものとするが、必ずしも提案どおり実施されるとは限らず、必要に応じて協会が変更できるものとすること。
- (8) 完成作品及び作品予告編の著作権は、協会に属すること。
- (9) 主演者等に「ひょうご人権ジャーナルきずな」での取材や、人権に関するラジオ番組等への出演を依頼した場合、出演調整を行うこと。
- (10) 作成された動画を、オンライン研修で使用する場合、協会と協議した上で許可すること。
- (11) 本仕様書について相違が生じた場合は別途協議のうえ決定すること。
また、本仕様書に記載されていない事項については必要に応じて協議のうえ協会が決定する。

10 参考資料

- (1) 令和7年版高齢社会白書 内閣府
https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2025/zenbun/07pdf_index.html
- (2) 令和5年版厚生労働白書－つながり・支え合いのある地域共生社会－ 厚生労働省
<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/22/dl/zentai.pdf>
- (3) 人権擁護に関する世論調査 内閣府
<https://survey.gov-online.go.jp/r04/r04-jinken/>
- (4) 弁護士ドットコム一般会員対象アンケート
<https://www.bengo4.com/corporate/news/article/vuv7r11yb/>
- (5) 兵庫県の現状と課題（高齢者）
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks08/documents/shiryou3.pdf>
- (6) 無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）一事例集－ 内閣府男女共同参画局
https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/pdf/seibetsu_r03/04.pdf
- (7) 朴蕙彬（2018）「日本のエイジズム研究における研究課題の検討－エイジズムの構造に着目して－」同志社大学社会学会, 139-156 p.
<https://doshisha.repo.nii.ac.jp/records/26087>
- (8) 「若いね」「もういい年だから」……なぜエイジズムによる評価は無くならないのか
<https://media.lifull.com/crossviews/20240319110/>
- (9) 「能力は年齢に左右される」、なんてない。
<https://media.lifull.com/solutions/2023112122/>
- (10) マイクロアグレッショնについて学ぶ（ヒューライツ大阪）
<https://www.hurights.or.jp/japan/microaggressions/>

11 人権に関する資料

- (1) 人権の擁護（法務省. 令和7年10月発行）

<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken25.html>

(2) 人権啓発テキスト（兵庫県. 令和2年）

<http://www.hyogo-jinken.or.jp/app-def/wordpress/wp-content/uploads/2020/04/tekisuto2020.pdf>

(3) 兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針 改訂版. 平成28年3月)

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf06/documents/h28shishin.pdf>

2 人権尊重の理念

すべての人間が、人間の尊厳に基づいて、生まれながらにして持っている侵すことのできない固有の権利である人権は、社会を構成する人々が平等な個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために、欠かすことのできない権利であって、すべての人に平等に保障されなければならないものです。

日本国憲法においても、人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられたものであるとされ（11条、97条）、個人の尊重、生命、自由、幸福追求の権利については、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする（13条）とともに、法の下の平等が保障され、政治的、経済的、社会的関係において差別されない（14条）とし、様々な個別、具体的な人権が憲法で保障されています。そして、国際人権条約によって、確認・強化されています。

これらの人権については、国や地方公共団体等公権力との関係においてはもちろん、国民相互の間においても尊重されるべきものです。

一人ひとりが、自らの人権を主張し行使するに当たって、自分の人権のみならず他の人の人権についても正しい理解を持ち、自らの権利の行使に伴う責任を自覚することにより、他の人の人権との共存を図っていくことが重要です。

さらに、そのことが、日常生活の中で自然に態度や行動にあらわれるようになることが大切です。

12 相談窓口等

(1) 人権問題に関する相談

ア 法務省「みんなの人権110番」電話番号：0570-003-110

受付時間：平日 8：30～17：15

イ 神戸地方法務局人権擁護課

電話番号：078-392-1821

受付時間：平日 8：30～17：15

ウ （公財）兵庫県人権啓発協会

電話番号：078-891-7877

受付時間：平日 9：00～17：00

(2) 高齢者

ア 兵庫県弁護士会 高齢者・障害者総合支援センター「たんぽぽ」

神戸本部：078-341-0550

阪神支部：06-4869-7613

姫路支部：079-286-8222

イ 認知症の人と家族の会電話相談

電話番号：0120-294-456

受付時間：10：00～15:00（平日）

(3) 労働局

総合労働相談コーナー

https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/roudoukyoku/info_sodancorner.html

13 ビデオ制作状況及び作品予告動画等

昭和55年度～平成8年度	同和問題
平成9年度「ふれあい家族」	地域社会（震災に学ぶ助け合い・支え合い）
平成10年度「こころの架け橋」	親子問題
平成11年度「今光っていたい」	家族・地域社会
平成12年度「街かどから」	地域社会（世代・国籍を超えた豊かな人間関係）
平成13年度「ま・さ・か わたしが」	情報社会における人権（個人情報、情報機器等）
平成14年度「新しい風」	女性・子どもの人権（DV、児童虐待）
平成15年度「もう一度あの浜辺へ」	高齢者の人権（高齢者虐待）
平成16年度「壁のないまち」	障害のある人の人権（ユニバーサル社会の実現）
平成17年度「私の好きなまち」	同和問題（差別のない共生社会づくり）
平成18年度「夕映えのみち」	インターネット社会における人権
平成19年度「こころに咲く花」	いじめと人権（パワーハラスメント、子どものいじめ）
平成20年度「親愛なる、あなたへ」	地域と人権（高齢者、子ども、まちづくり）
平成21年度「あの空の向こうに」	ケータイ・ネット社会と人権（コミュニケーション、家族）
平成22年度「クリームパン」	いのちと人権（児童虐待、自殺、震災）
平成23年度「桃香の自由帳」	共生社会と人権（子育て、高齢者、いじめ）
平成24年度「ほんとの空」	意識と人権（風評被害、いじめ、同和問題、外国人）
平成25年度「ヒーロー」	無縁社会と家族（家庭や地域でのつながり）
平成26年度「あなたに伝えたいこと」	インターネット時代における同和問題
平成27年度「ここから歩き始める」	高齢者の人権（認知症とともに生きる）
平成28年度「風の匂い」	障害のある人の人権（知的障害者）
平成29年度「あした咲く」	女性の人権
平成30年度「君が、いるから」	子ども・若者の人権
令和元年度「サラーマット ～あなたの言葉で～」	SNS時代における外国人の人権
令和2年度「カンパニュラの夢」	超高齢化社会とひきこもり（8050問題）
令和3年度「夕焼け」	ケアラー
令和4年度「バースデイ」	性的少数者
令和5年度「大切なひと」	ネット社会における部落差別と人権
令和6年度「あなたのいる庭」	子ども・社会的養護
令和7年度「見上げれば」	若者のひきこもり

(1) 過去作品紹介（活用ガイド付）

(https://www.hyogo-jinken.or.jp/archives/videonew_cat/hyogo)

(2) R7作品予告動画

(https://www.toei.co.jp/entertainment/news/detail/1246759_3483.html)